

川崎市地域リハビリテーション支援拠点設置運営要綱

7川健地推第 1582 号

令和 8 年 3 月 23 日

健康福祉局長専決

(目的)

第 1 条 本事業は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 2 号及び地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」。以下「地域支援事業要綱」という。）に規定する地域リハビリテーション活動支援事業を地域において実施する役割を担う機関として、川崎市地域リハビリテーション支援拠点（以下、「拠点」という。）を設置し、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の構築や介護予防を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法及び地域支援事業要綱の例による。また、この要綱における年度とは、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる期間をいう。

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とする。ただし、市は、市が示す委託方針に沿って、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができることと認めた法人（以下「実施法人」という。）に対して拠点の設置・運営を委託することができる。

(市の責務)

第 4 条 市は、本事業が適切に実施されるよう、体制整備に努める。

2 市は、拠点間における保健・医療・福祉等に関する情報交換などの連携や事業が円滑かつ適切に実施できるように体制整備を行うこととし、連携及び支援については、健康福祉局総合リハビリテーション推進センターが担当する。

(事業の内容)

第 5 条 本事業は、リハビリテーション専門職が高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言することにより介護予防の取り組みを総合的に支援するものとし、その内容は、次に掲げるとおりとする。なお、本事業におけるリハビリテーション専門職とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士とする。

(1) 同行訪問や地域ケア会議、サービス担当者会議等におけるケアマネジメント支援

(2) 介護予防に関する地域活動への専門的な助言

(事業の対象者)

第 6 条 第 5 条第 1 号の事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険サービス提供事業所等の本市に住所を有する介護保険被保険者の支援者

(2) 医療機関や生活支援コーディネーター等の、今後ケアマネジメントが必要となる本市に住所を有する高齢者等の支援者

2 第5条第2号の事業の対象は、介護予防等に係る自主的な活動を行うおおむね65歳以上の者で構成される市内の団体で、営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としないものとする。

(実施法人の責務)

第7条 実施法人は、契約書、仕様書及び本要綱に定める事項を遵守し、本事業を適正かつ確実に実施しなければならない。

2 実施法人は、事業の実施に当たり、法令及び関係通知等を遵守するとともに、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

3 実施法人は、事業の実施状況に関して適切に記録を作成し、必要な書類を整備するとともに、これを適切に管理しなければならない。なお、書類の保存期間は支援完結から5年間とし、保存期間終了の翌年度に廃棄するものとする。

(事業評価)

第8条 市は、本事業の適正かつ効果的な実施を図るため、実施法人に対し、次に掲げる事項について事業評価を行うものとする。

(1) 事業の実施状況及び計画の達成状況

(2) 委託料の使用状況及び経費の妥当性

(3) その他、市が必要と認める事項

2 市は、前項の評価に当たり、必要に応じて実施法人に報告を求めることができる。実施法人はその求めに応じて資料を提出しなければならない。

(状況確認と指導等)

第9条 市は、第7条及び第8条に規定する事項について、必要に応じて状況の調査もしくは実地確認を行うことができるものとし、実施法人はこれに協力しなければならない。

2 市は、前項の結果に基づき、実施法人に対し改善指導等その他必要な措置を講じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。